平成２５年（フ）第４号
宮城県気仙沼市松崎柳沢65番地３
債務者　斎藤　　均
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第７１号
東京都三鷹市新川４丁目17番６号テラスハウスユウＡ102
債務者　佐多　由行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀　　貴
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
熊本市西区池上町2807番地
債務者　藪田　和博
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３５号
静岡県富士市伝法1593番地の１　コーポ三鈴207号、前住所静岡県富士宮市山本608番地の87、前々住所静岡県静岡市岩崎638番地
債務者　土屋　一夏
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　孝至
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２号
静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
債務者　伴野順太郎
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３号
静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
債務者　伴野　順一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞江　　秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５号
長崎県佐世保市世知原町中通90番地18
債務者　浜崎　重人
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６号
兵庫県淡路市育波1477番地２、前住所兵庫県洲本市桑間468番地１メゾントゥルース201号
債務者　柏木千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
新潟市中央区本町通５番町228番地　シラクラハイツ205号、前住所新潟市中央区西堀前通５番町748番地　ライズ西堀503号
債務者　土岐　博美（旧姓大関）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０３号
広島市西区古江西町14番19号、申立時の住所広島市西区古江東町25番19―403号
債務者　松本　晃一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県加古川市加古川町南備後218番地の２
債務者　森口　敏彦
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２号
函館市富岡町３丁目４番12号
債務者　小野真由美（旧姓佐藤・長谷川）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８５号
奈良県香芝市瓦口532番地46
債務者　和楽屋企画こと　宮本　恭子（旧姓中道・北岡）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
奈良県北葛城郡河合町高塚台３丁目２番地４、前住所奈良県香芝市上中263番地の１グランヴィエールしづみ302号
債務者　西平　眞美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係